



平成 28 年 8 月 2 日

各 位

会 社 名 三井ホーム株式会社
代表者名 代表取締役社長 市川 俊英
(コード：1868 東証第1部)
問合せ先 取締役常務執行役員 山本 実
(TEL. 03-3346-4411)

「内部統制報告書の訂正報告書」の提出に関するお知らせ

当社は、本日公表の「過年度に係る有価証券報告書等の訂正報告書の提出及び過年度に係る決算短信等の訂正に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、本日、過年度に係る有価証券報告書等の訂正報告書を関東財務局へ提出するとともに、過年度に係る決算短信等の訂正開示を行いました。

また、これと併せ、金融商品取引法第 24 条の 4 の 5 第 1 項に基づき、「内部統制報告書の訂正報告書」を関東財務局へ提出しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訂正の対象となる内部統制報告書

第 41 期 内部統制報告書（自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日）

第 42 期 内部統制報告書（自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日）

2. 訂正の内容

上記の各内部統制報告書のうち、3【評価結果に関する事項】を以下のとおり訂正いたします。

なお、第 41 期、第 42 期ともに訂正内容は同一であります。

訂正箇所は_____を付して表示しております。

3【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、当事業年度末日時点において、

当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

平成 29 年 3 月期第 1 四半期における部門別損益分析手続きのなかで、当社のリフォーム事業部門の一部において、過去 2 事業年度にわたり、事業年度末に計上すべき工事原価を翌事業年度の工事原価として処理する等の不適切な会計処理が疑われる取引が発見されたことから、平成 28 年 7 月 5 日に社内調査委員会を設置しました。同委員会では、外部の専門家の協力も得て、当該不適切な会計処理の全容解明、当社が公表してきた連結財務諸表等に与える影響などの調査を実施するとともに再発防止策の検討に取り組んでまいりました。

調査の結果、当社リフォーム事業部門の一部の従業員が利益計画を達成したと見せかける目的で、売上原価の翌事業年度への先送り、未完成工事の売上前倒し等の不適切な会計処理を行った事実が判明し、過去 2 事業年度における当該不適切会計処理の決算への影響額が明らかとなりました。

本件に対する当社の対応として、平成 27 年 3 月期以降の決算を訂正し、平成 27 年 3 月期及び平成 28 年 3 月期の有価証券報告書並びに平成 28 年 3 月期第 1 四半期から第 3 四半期までの四半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。

本件は、主導者である部門長とその部下である部署長との不適切な合意のため相互牽制が作用せず、一部の内部統制が無効化されたことによるものであり、このような不適切な会計処理の早期発見と適切な対応を逸した主な原因は、不正防止の観点に立った本社管理部門によるモニタリング等の内部統制の構築が不十分であったことにあると認識しております。当社は、当該内部統制の不備が、結果として財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

なお、開示すべき重要な不備については、本訂正報告書提出時点においては是正が完了しておりません。

当社は財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、開示すべき重要な不備を是正するため、以下の再発防止策を講じて適正な内部統制の整備・運用を図ってまいります。

1. コンプライアンス態勢の強化
2. ライン部門の事務系部署長と本社管理部門の連携強化
3. 内部監査態勢の強化
4. 本社管理部門によるモニタリング機能の強化
5. リフォーム工事における収益計上要件の厳格化

以上

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の5第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年8月2日
【会社名】	三井ホーム株式会社
【英訳名】	Mitsui Home Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 市川 俊英
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿二丁目1番1号
【縦覧に供する場所】	三井ホーム株式会社関西営業本部大阪支店 (大阪府大阪市中央区本町四丁目4番25号) 三井ホーム株式会社中部営業本部名古屋支店 (愛知県名古屋市西区牛島町6番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成 27 年6月 24 日に提出いたしました第 41 期(自 平成 26 年4月1日 至 平成 27 年3月 31 日)内部統制報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、金融商品取引法第 24 条の4の5第1項に基づき、内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

3 評価結果に関する事項

3【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

3【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

平成 29 年3月期第1四半期における部門別損益分析手続きのなかで、当社のリフォーム事業部門の一部において、過去2事業年度にわたり、事業年度末に計上すべき工事原価を翌事業年度の工事原価として処理する等の不適切な会計処理が疑われる取引が発見されたことから、平成 28 年7月5日に社内調査委員会を設置しました。同委員会では、外部の専門家の協力も得て、当該不適切な会計処理の全容解明、当社が公表してきた連結財務諸表等に与える影響などの調査を実施するとともに再発防止策の検討に取り組んでまいりました。

調査の結果、当社リフォーム事業部門の一部の従業員が利益計画を達成したと見せかける目的で、売上原価の翌事業年度への先送り、未完成工事の売上前倒し等の不適切な会計処理を行った事実が判明し、過去2事業年度における当該不適切会計処理の決算への影響額が明らかとなりました。

本件に対する当社の対応として、平成 27 年3月期以降の決算を訂正し、平成 27 年3月期及び平成 28 年3月期の有価証券報告書並びに平成 28 年3月期第1四半期から第3四半期までの四半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。

本件は、主導者である部門長とその部下である部署長との不適切な合意のため相互牽制が作用せず、一部の内部統制が無効化されたことによるものであり、このような不適切な会計処理の早期発見と適切な対応を逸した主な原因は、不正防止の観点に立った本社管理部門によるモニタリング等の内部統制の構築が不十分であったことにあると認識しております。当社は、当該内部統制の不備が、結果として財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

なお、開示すべき重要な不備については、本訂正報告書提出時点において是正が完了しておりません。

当社は財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、開示すべき重要な不備を是正するため、以下の再発防止策を講じて適正な内部統制の整備・運用を図ってまいります。

1. コンプライアンス態勢の強化
2. ライン部門の事務系部署長と本社管理部門の連携強化
3. 内部監査態勢の強化
4. 本社管理部門によるモニタリング機能の強化
5. リフォーム工事における収益計上要件の厳格化

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の5第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年8月2日
【会社名】	三井ホーム株式会社
【英訳名】	Mitsui Home Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 市川 俊英
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿二丁目1番1号
【縦覧に供する場所】	三井ホーム株式会社関西営業本部大阪支店 (大阪府大阪市中央区本町四丁目4番25号) 三井ホーム株式会社中部営業本部名古屋支店 (愛知県名古屋市西区牛島町6番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成 28 年6月 27 日に提出いたしました第 42 期(自 平成 27 年4月1日 至 平成 28 年3月 31 日)内部統制報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、金融商品取引法第 24 条の4の5第1項に基づき、内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

3 評価結果に関する事項

3【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

3【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

(訂正後)

下に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

平成 29 年3月期第1四半期における部門別損益分析手続きのなかで、当社のリフォーム事業部門の一部において、過去2事業年度にわたり、事業年度末に計上すべき工事原価を翌事業年度の工事原価として処理する等の不適切な会計処理が疑われる取引が発見されたことから、平成 28 年7月5日に社内調査委員会を設置しました。同委員会では、外部の専門家の協力も得て、当該不適切な会計処理の全容解明、当社が公表してきた連結財務諸表等に与える影響などの調査を実施するとともに再発防止策の検討に取り組んでまいりました。

調査の結果、当社リフォーム事業部門の一部の従業員が利益計画を達成したと見せかける目的で、売上原価の翌事業年度への先送り、未完成工事の売上前倒し等の不適切な会計処理を行った事実が判明し、過去2事業年度における当該不適切会計処理の決算への影響額が明らかとなりました。

本件に対する当社の対応として、平成 27 年3月期以降の決算を訂正し、平成 27 年3月期及び平成 28 年3月期の有価証券報告書並びに平成 28 年3月期第1四半期から第3四半期までの四半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。

本件は、主導者である部門長とその部下である部署長との不適切な合意のため相互牽制が作用せず、一部の内部統制が無効化されたことによるものであり、このような不適切な会計処理の早期発見と適切な対応を逸した主な原因は、不正防止の観点に立った本社管理部門によるモニタリング等の内部統制の構築が不十分であったことにあると認識しております。当社は、当該内部統制の不備が、結果として財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

なお、開示すべき重要な不備については、本訂正報告書提出時点において是正が完了していません。

当社は財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、開示すべき重要な不備を是正するため、以下の再発防止策を講じて適正な内部統制の整備・運用を図ってまいります。

1. コンプライアンス態勢の強化
2. ライン部門の事務系部署長と本社管理部門の連携強化
3. 内部監査態勢の強化
4. 本社管理部門によるモニタリング機能の強化
5. リフォーム工事における収益計上要件の厳格化